



# マイナンバー制度の利活用について

令和 4 年 1 1 月 9 日 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤。
- 厚生労働行政においては、これまでマイナンバーを利用した行政機関間の情報連携の推進、オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）などに取り組んでいる。

## これまでの主な経緯

平成25年5月	番号法の制定
平成28年1月	マイナンバーの利用の開始 マイナンバーカードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年11月	マイナンバーを活用した 情報連携の本格運用開始
令和元年7～10月	年金関係手続の情報連携の 本格運用開始
令和3年10月	オンライン資格確認等システム の本格運用開始
	など

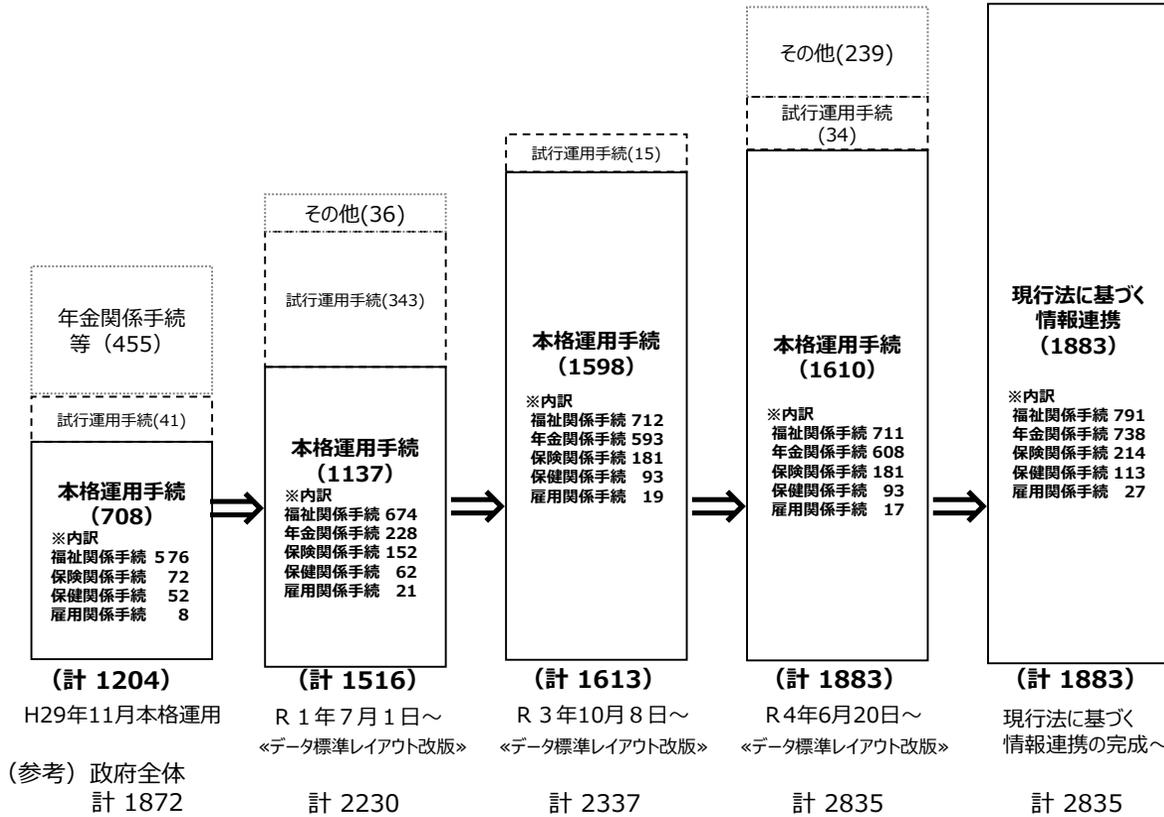
## マイナンバーの利用分野

個人番号の利用分野		
社会 保障 分野	年金分野	<b>年金の資格取得・確認、給付を受ける際</b> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金給付の支給事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金給付の支給事務 等
	労働分野	<b>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際、ハローワーク等の事務等</b> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施事務等
	福祉・医療・ その他分野	<b>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等</b> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給事務 ○生活保護法による保護の決定、実施事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収事務 ○健康保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法による保険給付の支給、保険料の徴収事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理事務等
	税分野	<b>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書等に記載、当局の内部事務等</b>
災害対策分野	<b>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等</b>	

# マイナンバーによる情報連携の取組み

- マイナンバーを利用してオンラインによる行政機関間の情報のやり取り（情報連携）を行うことで、行政手続等を行う場合に住民票の写しや課税証明書などの添付書類の省略が可能。
- 令和4年6月時点でマイナンバーによる情報連携可能である行政手続は政府全体で2835手続、うち厚生労働省関係は1883手続（約7割）。

## ○情報連携の対象事務手続数の推移【厚生労働省所管分】



## ○情報連携の本格運用対象機関（令和4年4月1日時点）

区分	機関名	機関数	機関コード保有機関数	
地方公共団体	都道府県	47	47	
	教育委員会（都道府県）	47	47	
	市区町村	1,741	1,741	
	教育委員会（市区町村） 一部事務組合・広域連合	1,737 38	1,737 38	
国機関・その他機関	厚生労働省職業安定局（ハローワーク）	1	1	
	厚生労働省労働基準局	1	1	
	日本年金機構	1	1	
	社会保険診療報酬支払基金 （医療保険者等）	全国健康保険協会（協会けんぽ）	1	
		健康保険組合	1,388	
		国民健康保険組合	161	
		後期高齢者医療広域連合	47	
		地方公務員共済組合（短期）	64	1
		国家公務員共済組合（短期）	20	
	日本私立学校振興・共済事業団（短期）	1		
	国家公務員共済組合連合会（長期）	1	1	
	地方公務員共済組合（長期）	6	6	
	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	1	1	
	地方公務員災害補償基金	67	1	
	日本鉄道共済組合	1	1	
	文部科学省（初等中等教育局）	1	1	
日本学生支援機構	1	1		
農業者年金基金	1	1		
都道府県センター	1	1		
合計		5,375	3,628	

# マイナンバーを活用した資産の勘案について

## 【総論】

- マイナンバーを活用した資産勘案の仕組みの導入に当たっては、預貯金口座等の金融資産を正確かつ効率的に把握できることが必要。具体的には、把握対象となる金融資産とマイナンバーの紐づけや、そうした金融資産を効率的に把握できるシステム等が必要。

## 【生活保護／介護保険の補足給付について】

- 生活保護や介護保険の補足給付については、預貯金等の資産状況を勘案し、給付を行っているところ。

(※) 勘案している資産等

生活保護・・・預貯金・不動産・自動車等      ・介護保険の補足給付・・・預貯金・有価証券・投資信託・現金・負債等

- 預金残高等の資産情報について、簡素で効率的な方法により取得できるようになった場合は、これらの制度において給付を行う際に、当該方法を活用することも考えられる。

## 【医療保険について】

- 医療保険の負担における金融資産の勘案については、令和2年に社会保障審議会医療保険部会で議論された際、「現時点において金融資産等の保有状況を医療保険の負担に勘案するのは尚早であり、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法の検討を進める」とされている。

- 以下のような論点を踏まえて、関係府省とも連携しつつ、引き続き議論を進めていく課題と考えられる。

- ・ 資産はこれまでの所得や消費の状況を反映したものであること、既に所得に負担が課されている上で、資産に負担を課すことをどう考えるか。
- ・ 負担能力を預貯金等で勘案するとした場合、預貯金等以外の資産(不動産等)を持つ者との公平性の確保をどう図るのか。また、公平性の確保のために、負債額をどう考えるか。
- ・ 全ての預貯金口座に付番がなされている状況にない中で、資産要件を勘案することになると、保険者等において相応の事務負担を要することについてどのように考えるか。

(※)仮に介護保険の補足給付と同様の事務とする場合、保険者が個別の金融機関に照会する必要があり、自己申告の正確性を担保する各金融機関の本店等への照会の事務が保険者・金融機関の双方にとって負担が大きくなる。(なお、介護保険の補足給付は、対象者が限定的であることに留意)

# 參考資料

# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書
		課税証明書			年金振込通知書
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・政令指定都市	年金証書
					年金振込通知書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続以外】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票		
		課税証明書			課税証明書		
		障害者手帳			生活保護受給証明書		
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	障害者手帳		
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	住民票			介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		生活保護受給証明書					課税証明書
		課税証明書					生活保護受給証明書
		課税証明書					特別児童扶養手当証書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書		
		課税証明書			生活保護受給証明書		
		生活保護受給者証明書			生活保護受給証明書		
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票		
		課税証明書			住民票		
		特別児童扶養手当証書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	課税証明書		
		障害者手帳			生活保護受給証明書		
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票		
		雇用保険受給資格者証			課税証明書		
		児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		
		特別児童扶養手当証書			障害者手帳		

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画  
(令和4年6月7日閣議決定)より一部改変

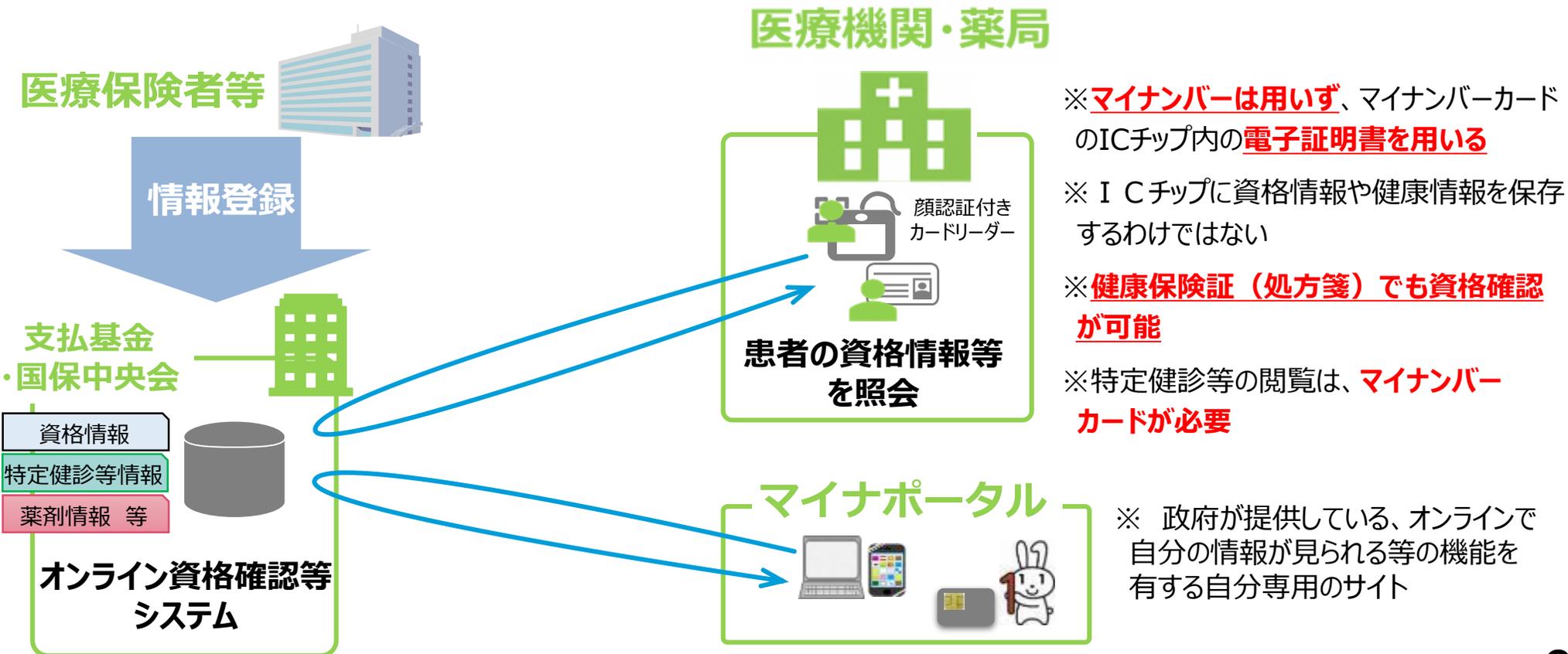
	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	
医療関係	①健康保険証	健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用(令和3年10月～)	本格運用		
	②薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報	マイナポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始(①②は令和3年10月～、③は11月～)	マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供		
	③患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	実証	モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応	
	④処方箋の電子化	・電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月) ・お薬手帳との連携(令和3年10月)	システム開発・構築等	運用開始(令和5年1月～)	
	⑤生活保護受給者の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	地方との協議	環境整備・システム開発 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上	本格運用
	⑥介護保険被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発	本格運用
	⑦PHR(Personal Health Record)健康診断の記録	マイナポータルでの特定健診等情報の提供開始(令和3年10月) マイナポータルでの薬剤情報の提供開始(令和3年10月)	自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始 特定健診等情報のマイナポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等でき次第保険者を經由して、順次マイナポータルでの提供開始予定 薬剤情報のマイナポータルでの提供開始	
⑧母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供(令和2年6月～)	乳幼児等健診のマイナポータル閲覧	手術等の情報のマイナポータルでの提供開始		
就労関係	⑨ハローワークカード	システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携 /マイナンバーカード活用準備		本格運用	
	⑩ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する新規サイトの基本方針検討実施(令和2年12月)	新規サイトの設計開発 試行運用	本格運用(マイナポータルとの連携開始)	
	⑪技能士台帳	システム整備準備(～令和2年6月)	システム整備※	マイナポータル閲覧	

	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	
就労関係	⑫安全衛生関係各種免許		システム整備※	関係システム改修後からマイナポータル閲覧	
	⑬技能講習修了証明書	データベース拡充(継続して実施)	システム整備※	関係システム改修後からマイナポータル閲覧	
	建設キャリアアップカード		マイナンバーカードの利用環境整備	マイナポータルとの連携	
	在留カード		検討	法案提出 一体化に向け必要な措置を実施	
	教員免許状			運用開始	
各種証明書等関係	大学の職員証、学生証		モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映	
	⑭障害者手帳		障害者手帳情報のデジタル化等の推進	インターネット予約対応	
	e-Tax等	マイナポータルとの連携開始(年末調整:令和2年10月、確定申告:令和3年1月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえて、今後順次拡大予定		
	タスポカード		令和3年4月開催の財政制度等審議会において、業界団体等の開発したマイナンバーカード等が使用可能な特定の製品について、成人識別機能を有しているものとして了承	たばこ小売販売店の希望に応じ、自販機に順次導入	
	社員証等			事業者向け周知・広報 進捗状況等に応じた対応	
	運転経歴証明書	○運転経歴に関する情報をマイナンバーカードに記録することができるとすることなどを内容とする道路交通法の一部を改正する法律案を国会に提出(令和4年4月成立・公布)	運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付	全国共通の運転者管理システムの整備 県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修	法案提出 下位法令の制定等
	公共サービス	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・図書館カード ・発行カード マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及	進捗状況等に応じた対応 実証実験実施と実施結果等を踏まえた検討 検討内容に応じた対応

※①～⑭が厚労省所管 ※「国家資格等情報連携・活用システム」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定

# オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）

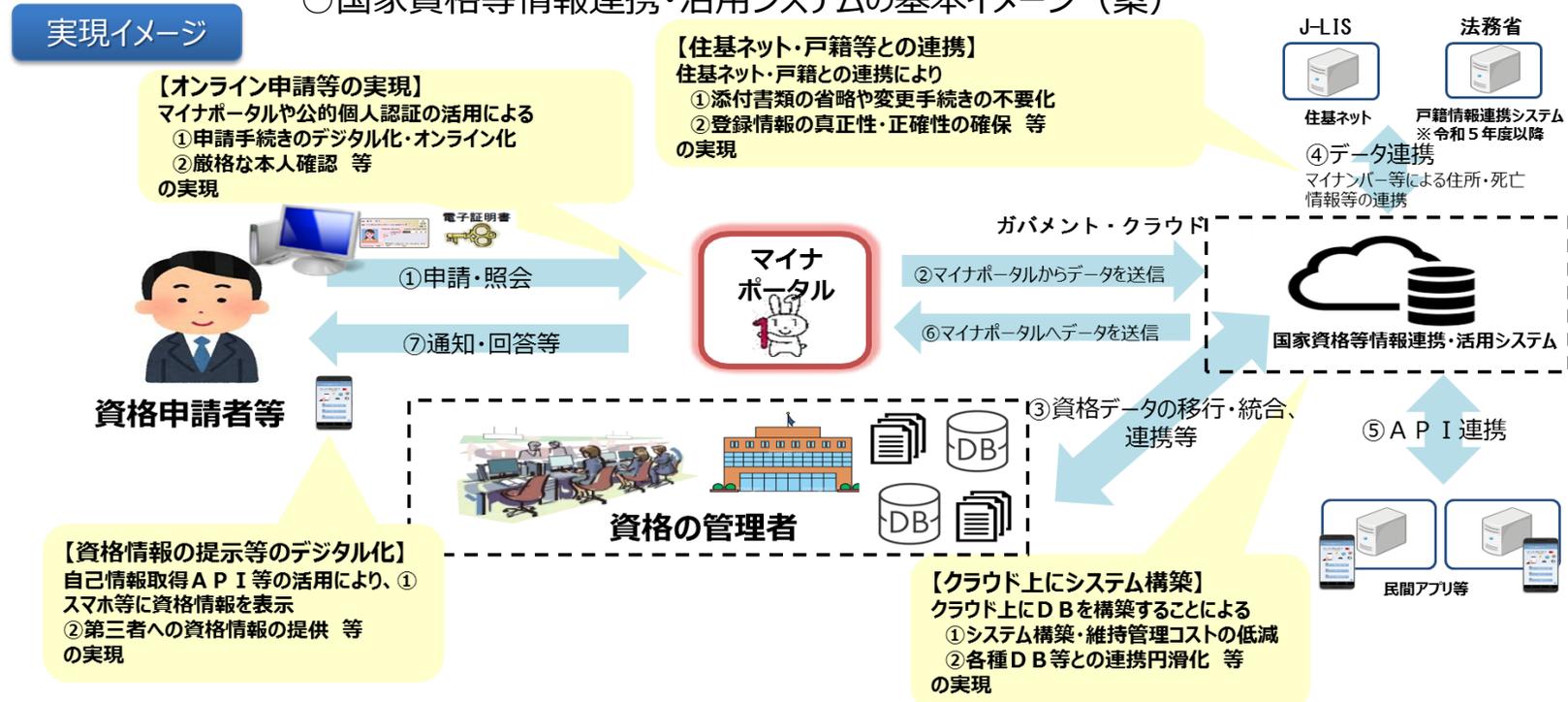


- デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）による番号法、住民基本台帳法等の改正により、令和6年度より社会保障等に係る32資格（うち社会保障関係は31資格）の資格情報について、デジタル庁が構築する国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じてマイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

※ 社会保障等の32資格：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士

- さらに、上記以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。（令和3年度、令和4年度に資格の現状等に係る調査を実施。）

## ○国家資格等情報連携・活用システムの基本イメージ（案）



## 生活保護制度の概要

### ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

#### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

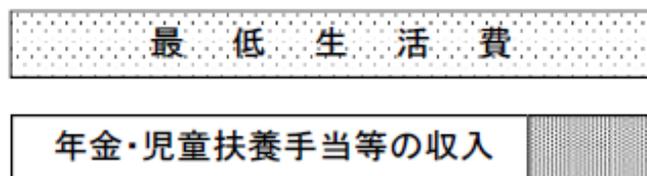
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

#### 自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

# 介護保険制度の補足給付における資産勘案について

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 平成26年度の介護保険法改正（平成27年8月施行）において、補足給付は、福祉的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産等を勘案することとした。
- ※ 預貯金を完全に把握する仕組みがないため、自己申告制であり、金融機関への照会や不正受給に対する加算金により不正受給防止を図っている。
- ※ 生活保護制度では、保護の決定等において、金融機関に対し要保護者の預貯金の照会を実施。これを踏まえ、補足給付においても、同様の対応を行っている。

## 【補足給付の申請に当たっての資産等の確認方法】

資産等	確認方法
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告
負債 (借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	
		預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯 (世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) 全員が市町村 民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万 (2,000万 円) 以下
第2段階	・世帯全員が市町村 民税非課税	・年金収入金額 + 合計所得金額が80万円以下 650万円 (1,650万 円) 以下
第3段階 ①		・年金収入金額 + 合計所得金額が80万円超 ~120万円以下 550万円 (1,550万 円) 以下
第3段階 ②		・年金収入金額 + 合計所得金額が120万円超 500万円 (1,500万 円) 以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者	

## 【預貯金確認と不正受給対策】

- 補足給付の申請の際に預貯金の額を申告するに当たっては、その額を確認するために通帳の写しを提出。
- 各保険者は、あらかじめ同意を得たうえで、申請者及び配偶者の預貯金の状況について、必要に応じて、金融機関に対して照会することができる。



- 不正受給が発覚した場合には、給付額の返還に加え、最大 2 倍の加算金を徴収。

## 新経済・財政再生計画 改革工程表2019(令和元年12月19日)(抄)

- 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。



- 資産勘案の仕組みを導入するに当たっては、預貯金口座等の金融資産を保険者が把握できることが必要である。平成30年1月より施行されている預貯金口座へのマイナンバー付番の仕組みは、本人の任意により預貯金口座とマイナンバーを紐付けるものであり、全ての預貯金口座に付番がなされている状況ではない。さらに、自治体から金融機関に口座情報を一括で照会する方法がなく、また、負債を把握することはできない。

※現在、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG」において、預貯金口座等への付番について更なる見直し(法制化)が検討されている。

- そのため、仮に介護保険の補足給付(※)と同様に資産要件を勘案することとした場合、保険者等は、相応の事務負担を要することとなる。

※介護保険においては、低所得者向けに食費・居住費を福祉的に給付する「補足給付」に資産要件を設けており、各保険者(市区町村)が、自己申告ベースで通帳の写しを確認するか、本人同意を得た上で、金融機関に対して照会することにより、申請者等の預貯金の状況を把握している。また、食費・居住費に係る負担限度額認定の対象となっている者は、全国で約120万人(平成30年介護保険事業状況報告)

- これに加えて、医療保険において金融資産等の保有状況を反映することに対する理屈をどのように整理するか、といった整理すべき論点がある。
- したがって、現時点において金融資産等の保有状況を医療保険の負担に勘案するのは尚早であり、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法の検討を進めることとしてはどうか。